－浅間山で燃え上がる山コン－
－過去17回開催で121組カップル成立！－
（その後、9組のカップルがご成婚されています）

浅間山ボルケーノラブ活

フジテレビ「セ婚ド！」出演の神アドバイザー 荒木直美さんプロデュース！



ラブ活は一人で行って二人で帰る場所！

荒木 直美（あらき なおみ）
婚活コーディネーター・タレント

熊本在住。全国各地で約2,500組以上のカップルを誕生させた経歴を持つ。婚活にのぞむ際の心構えやカップルになるための必勝法をレクチャー。
フジテレビ「セ婚ド！」や「セブンルール」で紹介されたオリジナルの婚「喝」語録が話題に。地元熊本では、テレビリポーターやラジオDJとしても活躍する主婦タレント。

今回はオンラインでリモート出演!!

「ラブ活のトリセツ*」と、荒木さんのラブ活レクチャーで、熱い登山をエンジョイ！

*心構えや秘訣を伝授するラブ活取り扱い説明書

浅間山ボルケーノラブ活

2025年 7月21日（祝・月）
参加対象年齢：27歳～45歳
＜申込締切 6/30（月）＞
お申込フォーム▲

大人のボルケーノラブ活

2025年 8月11日（祝・月）
参加対象年齢：37歳～55歳
＜申込締切 7/21（祝・月）＞
お申込フォーム▲

【参加人数】
男女各20名限定
※最少催行各8名（応募者多数の場合は抽選）

【参加代金（おひとり様・税込）】
女性5,800円
男性8,800円
（ガイド料、入浴代、ランチ代込）

私たちもサポートいたします！


こじさん
（登山ガイド）


ワイルド
（浅間山麓国際自然学校）


コマッティ
（スタッフ）


もーリー
（企画・アテンド）

お気軽にご相談ください！

山登りの行程は、車坂峠～槍ヶ鞘。登り約1時間40分、下り約1時間15分（標高差300m）の初中級コースです。
服装や体力など、ご心配な点がございましたら、あらかじめお気軽にご相談ください。

燃える行程

【9:30】高峰高原ホテル・受付▶【9:40-10:20】男女別チームで荒木さんによるオンラインレクチャー▶【10:20-11:10】自己紹介▶【11:15】出発▶【12:55-13:20】槍ヶ鞘・到着―ランチ&フリータイム▶【13:20】下山▶【14:35】高峰高原ホテル・到着▶【14:45-15:20】最後のフリータイム（ドリンク&スイーツ付）▶【15:20-15:40】マッチングタイム▶【16:00-16:15】カップル成立発表▶【16:15】解散
※希望者は高峰高原ホテルで入浴
＜参考：JRバス高峰高原ホテル前 9:29着／16:20発＞

※天候や登山規制などによりスケジュールが変更になる場合がございます。
また、参加者の身の安全を最優先いたしますので、場合によっては終了時間が前後する可能性もございます。

【主催】
一般社団法人こもろ観光局
【長野県知事登録旅行業 第2-591】
〒384-0031 長野県小諸市大手一丁目6-16

【お問合せ】※お申込みは上記QRコードよりお願いいたします。
Eメール：volcano@komoro-tour.jp
電話：0267-22-1234（担当：森田）



ー燃え上がる山コンー

浅間山 ボルケーノラブ活

【催行日】
① 浅間山ボルケーノラブ活　2025年7月21日（祝・月）
② 大人のボルケーノラブ活　2025年8月11日（祝・月）

注意事項・備考

- 当プログラムは予約が必要です。7月21日(祝・月)の回は6月30日(月)までに、8月11日(祝・月)の回は7月21日(祝・月)までにご予約をお願いいたします。（プログラムの実施が決まっている場合、直前であってもお申込みいただける場合がありますので、お気軽にお問い合わせください。）
- 受付時に、身分証明書の提示をお願いします。
- キャンセル料：お客さまのご都合による予約のお取消しの場合には、以下の取消しキャンセル料を頂戴いたします。

【キャンセル料】	
プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって14日前から8日前	参加費の30%
プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって7日前から2日前	参加費の40%
プログラム開始日の前日	参加費の50%
プログラム開始日の当日	参加費の100%

- 服装・持物：山を歩く動きやすい服装、靴（軽登山やトレッキング用）、帽子、手袋、厚めの靴下、ザック、レインウェア（上下別々で透湿素材のものが望ましい）、携行食（チョコレートやナッツなど）、飲料（500mlのペットボトル2本ほど）、保険証、タオル、ビニール袋、その他各自必要な物。
- 雨天決行（荒天の場合は中止、または別の内容に変更する可能性がございます。）
- 国内旅行傷害保険：当法人は、当法人が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙・特別補償規定に基づき、お客さまが募集型企画旅行中に急遽かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命に被った一定の損害について、規定の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。